

第3回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 議事概要

日 時：令和7年3月21日（金）10:00～12:00

場 所：虎ノ門37森ビル12階会議室（Web会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、

豊福参与、林参与、藤谷参与、松元参与、弥永参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事】

（1） 全体・政令関係

- －政令・制度全体に関する御意見等
- －特別の利益を与えてはいけない者の範囲

（2） 内閣府令（法律施行規則）関係

- ① 公益信託認可等に関する事項
 - －信託契約書・認可申請・変更の関係
 - －府令第1条（信託行為に定めるべき事項）
 - －府令第2条（公益信託認可の申請）
- ②利用者の負担軽減等に関する対応
 - －受託者の負担軽減等に関する検討状況
 - －府令第39条～第49条（定期提出書類）
- ③その他の論点
 - －府令第3条（特定資産公益信託）
 - －府令第24条～第32条（公益事務割合）

（3） 合同命令（計算規則）関係

（4） 自由討議

【概要】

○ 事務局から、資料1に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

（1） 全体・政令関係

－政令・制度全体に関する御意見等

- ✓ 全ての公益信託について、同じ議論をするのではなく、受託者の性質・規模に応じた議論するべきである。
- ✓ 事前に提出した意見書について、事務局内で検討いただき、反映されたものにつ

いて感謝したい。未反映の部分についても、引き続き検討いただきたい。

- ✓ 法別表第23号の「公益に関する事務として政令で定めるもの」として、特定非営利活動促進法に規定がある中間支援や都道府県又は指定都市の条例で定める活動を入れてはどうかと提案したい。中間支援については、現状、中間支援的な規定を当てはめる形で活動を行っているが、法令上明確にすることが必要ではないか。今般、中間支援団体における役割の重要性が高まっているなかで、既存の規定当てはめに若干無理があるようだ。公益信託は相対的に小規模であり、公益法人と比較しても、狭い地域で活用されることが見込まれる。必ずしも公益法人と横並びにする必要はない。
- ✓ 別表第23号については、法制審議会でも追加を議論した。将来に向かって追加を検討いただきたい。

－特別の利益を与えてはいけない者の範囲

- ✓ 特別の利益を与えてはいけない者の範囲については、広すぎず、狭すぎず、かつ明確であり、良い落としどころだと考える。
- ✓ 政令の規律の関係では支持できるが、全ての者に対して特別の利益を与えてはいけないという前提のうえで、計算書類等との関係で見ると、関連当事者との取引については、注記が求められると考える。その際には、政令上求められる支配株主だけではなく、主要株主との取引の開示等も検討が必要ではないか。

（2） 内閣府令（法律施行規則）関係

① 公益信託認可等に関する事項

－信託契約書・認可申請・変更の関係

- ✓ 共同受託の場合の代表受託者の定めについて、信託法に代表受託者について、明確な規定がない中で、信託行為に定める必要があるとするかについて再検討いただきたい。
- ✓ 代表受託者については、信託行為で定める必要はないと考える。認可申請で求められる、行政庁との連絡先のようなものであれば事務的にはあり得ると考える。一方で、信託法では行政庁が代表受託者以外に通知したことについても有効となるはずのところ、代表受託者を定めたことでそれが制限されるのではないか。
- ✓ 代表受託者の設置を求めるごとに、法令上に規定のある公益法人の代表理事の権限との混乱を生じさせる弊害がある。
- ✓ 信託管理人の権限については、信託法では受益者の権限をバスケット的に規定しており、信託行為において具体化する必要がないようだ。
- ✓ 信託事務年度については、1年を超えないものを原則としているが、信託業法においては、例外として初年度については1年超を認めている。公益信託において

も、この考え方を踏襲いただきたい。

- ✓ 受託者の職務の内容をどれだけ詳細に記載するかは論点となる。前提として、公益信託の目的があり、受託者は目的の範囲内において法的にもある程度の裁量が認められている。そのような状況において、信託行為に詳細に規定すると、機動的な公益信託の運営に支障が生じる。
- ✓ 受託者の職務の内容については、モデル信託契約書の記載は非常に細かいと思われる。ガイドラインにおいても、規定ぶりやその考え方は明確化していくべきではないか。
- ✓ 合議制の機関について、自然人が受託者のときなど、受託者のガバナンスに懸念がある場合に不可欠とされるものと理解しており、そうでない全ての公益信託に求めるようなものとの誤解を生じさせないよう記載ぶりに配慮いただきたい。
- ✓ 合議制の機関について、不可欠なものとして設置したかについての判断が難しい。認可に際して合議制の機関を設置した上で、それが不可欠なものと行政庁が客観的に判断するのか、委託者と受託者が不可欠であると主観的に判断することになるのかを明確にすべきと考える。ある程度客観的に判断ができないと、審査の統一性が失われる。

②利用者の負担軽減等に関する対応

－受託者の負担軽減等に関する検討状況

- ✓ 小規模な公益信託の提出書類についても、特定資産公益信託と同様の簡素化を行っていただきたい。

－府令第39条～第49条（定期提出書類）

- ✓ 定期提出書類に帳簿が必要となるが、どの程度の中身のものが必要になるのか。全ての取引を貸方借方に仕分けする書類等が記載されているが、個々の取引内容まで提出・公表する理由はどこにあるのか。どこの取引先といつ取引したかまで開示、公表させることは、競争上の不利益等も生じるのではないか。
- ✓ 既存の公益信託については、既にある程度システム構築がされている中で、収支決算書をExcel形式で提出することは、システム改修も必要となり、一定のコストもかかるということをご理解いただきたい。

③その他の論点

－府令第3条（特定資産公益信託）

- ✓ 特定資産公益信託の位置付けを明確にしたい。株式等積極的な運用を行わないものであるとするなら、今の時代には合わず、終わっていくものと考える。そのような前提のもとで、特定資産公益信託以外の公益信託の使い勝手を良くしていく

べきではないか。その際に、特に、小規模の公益信託の規律を簡素化させていくべきではないか。

- ✓ 運用できる資産の幅を広げ、支出の方法についても、金銭の助成だけでなく、サービスの提供を行う類型も認めて良いのではないか。既存の公益信託でも広く寄附を受け入れる類型の公益信託があり、信託財産を拡大する公益信託が否定されているわけではないと考える。特定資産公益信託の位置づけをしっかりと議論していくべきと考える。
- ✓ 特定資産公益信託について、幅広い運用やサービスの提供を認めるようにした場合、現金主義を前提とするような計算書類を簡素化は認められないのではないかと考えられる。
- ✓ 財務規律については、あくまでも厳格な運用を行うものではなく、ベンチマークとして定めておき、そこから外れるものを点検し、理由があれば認めていくという柔軟性のあるものと理解している。そのうえで、特定資産公益信託のように、信託財産の運用、支出の方法等が制限されたものにまで財務規律を入れる必要はないとの政策的な判断である。例えば、特定資産公益信託の信託財産に株式が入るということになると措置法 40 条という大きな税制上の措置を受け得ることになり、その上で財務規律が適用されないということは考えづらい。株式の運用を認める場合、含み益も運用収益と考えるのか。その場合、計算書類の作成についても、現金主義では耐えられない。

一府令第 24 条～第 32 条（公益事務割合）

- ✓ 70%という基準について、例えば公益信託の終了場面で 70%が厳格であると、流量ができないといった問題も生じ得るのではないか。基準抵触がただちに監督処分には繋がらないということは、明確に打ち出してほしい。
- ✓ 公益法人の監督の場面でも、財務規律を充足していない場合に直ちに監督処分を行っているわけではなく、基準を充足できなかつた事情や来年度の見込み等の説明を求め、それらを考慮して判断している。公益信託の監督も同様と考える。

③ 合同命令（計算規則）関係

- ✓ 計算書類の考え方について、限定責任信託の考え方に対するものではない。限定責任信託はステークホルダーが多い。委託者がエクイティを抛出し、第三者が債権者となる限定責任信託の考え方を、公益信託において同じようにリスクリターンの管理を行うものではない。公益信託においては、委託者にリターンが戻らないことが重要である。限定責任信託の考え方を取り込むことで厳しい規定になってしまわないか。
- ✓ 限定責任信託の計算について、信託計算規則において詳細の規律が存在する理由

は、必ずしも第三者である信託債権者がリスクを取るからだけではなく、一般的信託のように、計算の方法を受託者と委託者の合意によって、決められては問題があるからである。公益信託においても、その計算の方法を委託者と受託者で自由に決めていいかというとそうではない。また、限定責任信託の会計のルールは、株式会社一般に会社計算規則において適用されるルールよりもやや緩和されているものである。

- ✓ 公益信託について、限定責任信託の計算から更に緩やかになる道もあるのではないか。

(4) 自由討議

- ✓ 公益事務割合の規制にも関わる話であるが、信託報酬の本質についての検討が重要ではないか。
- ✓ 小規模な公益信託について、海外制度とも比較しつつ検討していただきたい。海外事例においても、小規模な公益信託が相当数を占めるということに着目してほしい。
- ✓ 海外の比較についても、海外では上場企業に相当するものには会計監査などが入ることを前提としていることなど、具体的な規律を踏まえて比較をする必要がある。
- ✓ 小規模な公益信託については、認可を緩やかにした上で、事後的な監督で対応していただきたい。
- ✓ 小規模な公益信託の信託財産が寄附や運用等により大きくしていくことが好ましいと考えるが、制度上難しいと感じる。それであれば、まずは参入しやすくなるように小規模な公益信託について、例外を設ける必要があるようと考える。
- ✓ 特定資産公益信託の運用について、安全的な運用資産をもう少し拡大できないかの検討をしてほしい。金商法でもプロとアマを分けているように、階層に分けた議論ができたらよいのではないか。
- ✓ 現行制度は税法上の要請もあり、受託者の殆どを信託銀行等が担っているが、新しい公益信託制度が活用されていくためには、信託銀行等以外の受託者が参入することが不可欠である。そのためにも、周知広報活動はしっかりと行っていただきたい。

以上